FPのための会計・税務ZOOM UP!

Vol.6

外国口座税務コンプライアンス法

いま、銀行や証券会社などの金融機関は、米国政府が2013年以降に施行することになっている「外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act、通称FATCA＝ファトカ）」への対応に追われている。

1．外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）とは

FATCAとは、米国で2010年追加雇用対策法案（The Hiring Incentives to Restore Employment（HIRE）Act）の一部として2010年3月に成立した法律である。

その内容は、わが国の金融機関を含む米国外の金融機関（Foreign Financial Institutions、以下FFI）に対して、米国内国歳入庁（以下、IRS。わが国の国税庁に相当）と米国人・米国法人（以下米国人等）が保有する口座情報の報告等に関する契約（以下、FFI契約）を締結し、米国人等口座の有無の確認を行い、米国人等口座に関する一定の情報をIRSに年1回報告することを求めるものである。

FFIがFFI契約を締結しない場合、FFIが受け取る米国源泉の利子・配当等のほか利子・配当を生み出す米国資産の売却・処分に伴うグロスの金額やスワップ取引などに対してそれぞれ30％の源泉税が課されることになる。

2．FATCAの目的

この法律は海外の金融機関にコンプライアンスを徹底させることにより、米国人の富裕層に適切な申告を行わせ、脱税を防止するところに主眼がある。米国人の富裕層に公平な税負担を負わせることで、歳入の増加を意図している。

この法律が制定されるきっかけとなったのは、2008年にスイスの金融機関が米国富裕層に対して脱税を幇助するという事件（いわゆるUBS事件）が発生したことである。この事件をきっかけに、米国はタックス・ギャップ（税制が完全に執行された場合に予測される税収と、実際に集められた税収の差）問題を解消するとともに、米国富裕層の脱税防止の強化を目指しているのである。

3．FATCAの適用対象となる金融機関

FATCAが適用されるFFIには、銀行、信託銀行、証券会社等だけでなく、プライベートエクイティファンド、ヘッジファンド、持株会なども含まれる。

FFIがIRSに報告する対象となっている口座は、FFI自身の口座に限られず、拡大関連者グループのメンバーであって「FFI契約を締結していない外国金融機関（Non-participating FFI）」の口座も含まれる。この場合の拡大関連者グループとは、議決権および価値において50％超の資本関係にある関連者グループを指すため、FFI契約による報告義務の範囲は相当に広い。

FFIにとっては、膨大な預金口座、証券口座の中から、米国人口座を特定するために、日本人口座を含む口座全体を対象としてFATCAの規定するデューデリジェンスを行うことになるなど重い負担が課されており、膨大なコンプライアンスコストも強いられる。米国人口座が少数のFFIであってもデューデリジェンスを行わなければならない。

金融機関によってはFFI契約を締結しないという選択肢もなくはない。しかし、その場合、FFI契約を締結している取引先金融機関からのパススルー支払い（キーワード参照）に関して、源泉徴収が行われることになる。FFI契約を締結している取引先金融機関によっては、かかる源泉徴収手続きが煩雑であることを考慮し、FFI契約を締結していない金融機関との取引を控えるといった動きが出てくる可能性もある。

現状の法律およびその細則であるガイダンスが実現された場合、金融機関によっては、米国投資そのものをやめたり米国人口座の閉鎖、新規口座の申し込みを停止したりといった選択を強いられるかもしれない。

4．報告義務

FFI契約に基づき、FFIは米国財務省に米国人口座について報告を行うことが要求される。具体的な報告事項は、口座所有者の名称、住所、納税者番号、口座番号、口座残高などである。

5．還付請求

30％の源泉徴収が行われた場合において、還付請求を行うことができることになっている。ただし、還付には相当の期間が必要となるとみられる。

6．わが国の対応

FATCAについては、いまだ多くの論点や不明確な点がある。IRSは世界各国からガイダンスに対するコメントを求めていた。そのコメントが今後制定される規則にどの程度反映されるのかが今後の焦点だ。

わが国では、全銀協、日証協などの業界団体は、IRSのガイダンスに対するパブリックコメントを発表しており、わが国金融機関にとって不利な規則とならないような働きかけを行っている。

7．施行時期

2011年7月14日にIRSから公表された通知（Notice 2011-53）によると、FATCAに係る各種手続および源泉徴収義務を段階的に導入することを提示している。これは、当初の2013年1月完全施行というスケジュールが、金融機関にとってみればシステム開発等の準備に到底間に合わない内容となっていたので、延期を求める声に応じたものと言える。

米国源泉所得から生じる源泉徴収可能な支払いに対しては2014年1月1日以降の支払いから、パススルー支払いおよびその他の源泉徴収可能な支払いに対しては2015年1月1日以降の支払いから、原則としてそれぞれ源泉徴収されることとしている。2014年1月1日以降の米国源泉所得から生じる源泉徴収可能な支払いに課される源泉徴収を避けるため、FFIは2014年1月1日までに参加FFIとして特定される必要がある。このことを確実にするためには、FFIは2013年6月30日までにIRSとFFI契約を締結する必要があるとしている。

また、今後のガイダンス公表予定については、2011年12月31日までに財務省規則案を公表し、2012年夏頃に最終的な財務省規則を公表するとしている。FA

KEYWORD

パススルー支払い

FFI契約に基づき、FFIは米国口座に関する情報の開示を拒否する非協力的口座保有者、またはIRSとの間でFFI契約を締結していない不参加FFIに対して支払う「パススルー支払い」について源泉徴収義務を負う。米国源泉所得であるものについてはその全額、米国源泉所得でないものについては「パススルー率」を掛けた金額とされている。「パススルー率」は、FFIの総資産のうち米国資産が占める割合をいう。

FATCAの問題点として特に強調されるのは、パススルー支払いのうち米国源泉所得でないもの（例えば、銀行が自行の顧客に支払う預金利子など）であっても30％の源泉徴収の対象とされる場合がある点である。わが国金融機関にとっては当該源泉徴収を行う法的根拠はなく、米国の課税権を逸脱するおそれもあり、租税条約に抵触する可能性さえある。

鳥毛拓馬
大和総研
研究員　AFP
金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」（いずれも共著、大和証券刊）など。